

# 幼稚園九十年の年に当り

多田 鉄雄



明治初年にキリスト教宣教師によつて設けられたといわれる幼児保育施設、明治八年に京都の柳池校に設立された幼稚遊戯場はしばらくおき、正規に幼稚園が創設されて、ここに満九十年を迎えるに当たり、現在に至る発展・変遷を簡単に跡づけるとともに、できれば今後の問題にも若干触れて見たい。

すべてのことがらに通じてそうであろうが、理論と実際とはつねに必ずしも一致しないということがある。一言にしていえば幼稚園もその例に洩れなかつたといえる。一般に「戦前の幼稚園は一部富裕階級の子弟のための施設になつていた」といわれているが、一口にこのようにいい切ることは、必ずしも正しいとはいえないという點を先ず指摘しておきたい。たしかに、幼稚園の数が少なかつたが故に、これを利用し得るのは一部の限られた人々とどまっていたし、最初の幼稚園であり、すべての点においてそこから学ぶのが当

然であった東京女高師付属幼稚園は、自らがその設備、施設の完備、教育方法の向上を目指す使命が課せられていたので、後に続く多くの幼稚園の模範とされたのであるが、そこに子弟を入園せしめたのは、幼児教育施設における教育の価値に目ざめた一部の知識階級・富裕階級の人々であつたし、各府県の師範付属幼稚園もその小学校に連なつてゐるという関係からも、大体において中流以上の一部の人々の目指すところであった時代が長くつづいたことは当然のことであつた。

また多くの私立学校がそこに付設していた幼稚園も、それが私立学校である性格から、これまた一部の人々の目指すところであり、父兄の負担額も大きくて、一般庶民階級の人々から高嶺の花と眺められてきたことも事実であろう。在教を目的として設立されたキリスト教会付設幼稚園にしても、その意図するところは一部階級の子

弟の教育ではなかつたが、必ずしも庶民階級の人々によつて利用される施設にはなつていなかつた。

一方、上記の師範付属幼稚園はもとより、一般の公立小学校に併設された幼稚園にしても、独立公立幼稚園にしても、その経費を、國はもとより、府県も市町村もほとんど、これを負担しなかつたが故に、貧困家庭の子弟にとって閉ざされた門になつてゐたことは、これまた否定し得ぬところであつた。しかしこうした事情はこれをひとり幼稚園のみ切り離して眺めるべきでなく、例えば小学校の義務教育の普及などとも照らし合わせて考へるべきである。

幼稚園創設二十年後の明治二九年には幼稚園数は二二三園（官公立一六四）であり、四十年後の大正六年には六七七園（官公立二四九）、大正十五年に一、〇六六園（官公立三七四）、創設六十年目の昭和十一年に一、九四四園（官公立六〇〇）となつてゐる。これに對し小学校は明治三三年に至つて、四年の義務制が制度には確立したとはいゝ、女子の就学率はまだわずか五〇%程度であり、漸く明治四十一年に義務制が六年に延長されたような実情であった。このことは義務教育すらその充実に大きな努力を必要としていたが故に、幼稚園の健全な発展——それについては後述するところを參照——に國以下が力を及ぼすことは不可能な状態だつたということである。すでに明治四十年頃から私立が公立を凌駕し、昭和十一年では公立の約三倍に達したことは右のことを実証しているものであ

るし、同時に元來、私立はその經營上、都市に集中して設置されてきていることから、幼稚園の所在するところでは相当広い範囲の階級の人々の利用し得るところであつたにせよ、一般的に幼稚園は必ずその偏在性こそが指摘されるべきであるし、この事情は戦後の現在においても多く変つてはいない。しかし岡山市のように全市の公立小学校が幼稚園を付設していた事実、地方の中小都市には託児所的役割を果してゐた幼稚園も存在してゐた事実、いわゆる貧民幼稚園として明治三十年代に三崎町幼稚園、二葉幼稚園が設立された事実も想起する要があろう。

このように前おきしてから、幼稚園制度、幼稚園理念の変遷を略述するに、明治九年に東京女子師範付属として創設された幼稚園の趣旨は「学齡未満の小兒ヲシテ天賦ノ知覚ヲ開達シ固有ノ心思ヲ啓蒙シ身体ノ健全ヲ滋補シ交際ノ情誼ヲ曉和し善良ノ言行ヲ慣熟セシムルニ在リ」とあるが、その幼稚園規則中に「時宜ニ由リ満二才以上ノモノハ入園ヲ許シ」とあり、実際に若干のこの年齢の子どもも当初は入園をゆるされて、いわゆる員外開誘室（特別保育室の意）で保育されていたこと、および明治十五年の文部省示論に「文部省直轄ノ幼稚園ハ務メテ園制ノ完全ナランコトヲ期シ而シテ地方ニ於テ設ケル所ノモノモ概ニ之ニ模倣スルヲ以テ規模頗ル大ナレバ人ヲシテ都會ノ地ニ非ザレバ之ヲ設ケルコト能ハズ又富豪ノ子ニアラザレバ之ニ入ルコト能ハザルノ感アラン然レドモ幼稚園ニハ又別

種ノモノアリ都鄙ヲ論ゼズ均シク之ヲ設置シ、貧民力強者等ノ児童ニシテ父母其養育ヲ顧ミルニ暇アラザルモノヲ之入ルコトヲ得ベキモノトス」とあり、幼稚園が保護的機能も果たすべきことが示されている。また明治二十五年には東京女高師（元女子師範）付属幼稚園に分園が設けられ、ここで資産のない家庭の幼児が週三十三時間以上四十三時間以下の保育時間で保育されたのである。

また二十年代の東京の一私立幼稚園の保育日誌を見ると、夏季も七月のお盆から約二十日休園するのみといった例もあった。しかし

明治三十二年の幼稚園保育及設備規程、翌年の小学校令においては「保育の時数（食事時間を含め）は一日五時間以内」とされ、ここでは保護機能が一歩後退していることを知る。それと関連してであろうか、前記の分園は明治三十三年まで廃された。しかし一方では上述の三崎町幼稚園、二葉幼稚園が生まれているのである。

明治四十四年になると小学校令中幼稚園の項が一部改正され、認めるに至っている。

「保育の時数は管理者又は設立者に於て之を定め、府県知事の認可をうるべし」となり、ふたたび保護的機能を果たす幼稚園の存在をはじめて独立の勅令として公布された大正十五年の幼稚園令では

「文部大臣ノ定ムル所ニ依リ三才未満ノ幼児ヲ入園セシムルコトヲ得」と規定して将来託児所をもとの幼稚園令で律する意図が明白にされ、同令に関する訓令は、それを具体的にうたっている。以上が

必ずしも空文に過ぎぬものでなかつたことは元東京学芸大学長木下一雄氏の次の記述が示している。「託児所を本旨とする幼稚園については勿論休業日なきを本体とすべく、また幼稚園が小学と異なり、家庭生活の延長であり、或は家庭に代って教育を行なう場所として考えるならば、酷暑、嚴寒の候と雖も、環境及び養護上の注意を周到にして、休業日を無くするも亦可である。現幼稚園の夏期休業の如きは八月一日に始まり、八月二十日に終るものが多いのである」（昭和四年刊「幼稚園実際保育学」による）

また同年の第一回全国児童保護事業会議においては幼稚園と託児所との関係が論議されたのであつたが、当時の文部省普通学務局学務課長菊地豊三郎氏は「託児所と幼稚園は全然同一であり」「幼稚園制度を凡てに行き渡らせたい」ために「内務省と協議し」幼稚園令を公布したと説明したのである。したがつて幼稚園の健全なる発達とは大筋からいって右のような趣旨のものであるはずであった。しかし社会の進展に伴つて勤労家庭から幼児保育施設要望の声が益々、高まって行つたにも拘らず、国として適切な指導・施策がなかつたために社会施設としての託児所が激増し、この側から託児所令の發布が熱望されてきたのである。かくて昭和十六年ごろには教育審議会答申の趣旨にそつて、満四才以上は就学前教育施設として統一して凡て幼稚園となし、三才以下は養護を主とする施設として之を保育園（仮称）とすることが立案されたが戦争の苛烈化のた

め実現されなかつた。

終戦後は昭和二十年末、大日本教育会・幼稚児保育部会から昭和二十一年には関西連合保育会、全日本保育連盟から、さきの教育審議会の趣旨と同様の建議が関係官庁に提出されたのであつたが、結局は

保育所は児童福祉法の中で別個に規制され、幼稚園はその特殊性はみとめられつつも学校教育の最下段階として学校教育法の中に包括されて現在に至つており、その数も戦時中ほとんど休廃園したものとの戦後六年にして昭和十七年の園数二、一一三を凌駕し、昭和三十一年では七、八六九園、五才児中幼稚園在籍者が三九%（保育所は一六%）に達している。

しかしここで指摘せねばならぬことは上述の学校教育法中の幼稚園の構想が「アメリカ教育使節団報告書」が「幼稚園を小学校に付設して初等教育の一部として重視するよう——ここで幼稚園とはアメリカで行なわれている五才児のそれが考えられている」要望していること、教育刷新審議会の建議昭和二十二年（昭和二十二年）が「五才以上の保育を義務制にすることを希望する」とあることと対応しており、満直接に結果するものでないという点であろう。

つぎに今後の問題に触れたいが、すでに紙数もつきたので一、二これを指摘するにとどめる。第一は、すでに他の機会でも言及したことであるが、幼稚園が学校教育法に含まれた以上、逆にこの学校

なる概念は従来より広い概念であることが明らかにされねばならぬ。幼稚園教育の概念は従来の学校教育という概念では律し切れぬからである。その意味で言えば「教育課程」などという用語はむしろ避けるべきであろう。

第二に幼稚園の保護的機能は同法によつて排除されたと見るべきであるかの問題、そうであれば「保育に欠ける児童」を対象とする保育所がすべてこれを担当して行けるかの問題である。第三に一元化の問題であり、山下俊郎教授は雑誌「教育調査」（昭和四十年十一月号）において、先般の文部・厚生両省の共同通達をこの点での一步前進であると認め、幼稚園に関して「(1)保育所との一元化の方向をとる。(2)広く保育の機会を児童に与えるために義務化の方向をとる。(3)現段階では現行法による幼稚園、保育所を認めるることを前提として、できるかぎり多く設置し、これら凡ての施設の保育内容が実質的に一元化さるべきことを主張されたが、これは全く同感である。しかし一元化される場合の青写真が明白に作られていて、それが今後の目標になるのでなければ、両施設とも適正な発展の道を進んで行けぬではないかということである。最後に幼稚園七年計画、保育所拡充計画により、五年後には前者は三九%から六〇%の幼稚園修了児、後者は現在の一万五千になるのであつてみればこれらの児童を保育する教諭、保姆をいかにして養成し、いかにして確保するかの問題である。